

---

**第2期**  
**伊勢原市子ども・子育て支援事業計画**  
**(令和2年度～令和6年度)**

---

**【概要版】**

子ども一人一人の 健やかな成長と子育てを  
みんなで支えるまち いせはら



©伊勢原市

**令和2年4月**  
**伊勢原市**

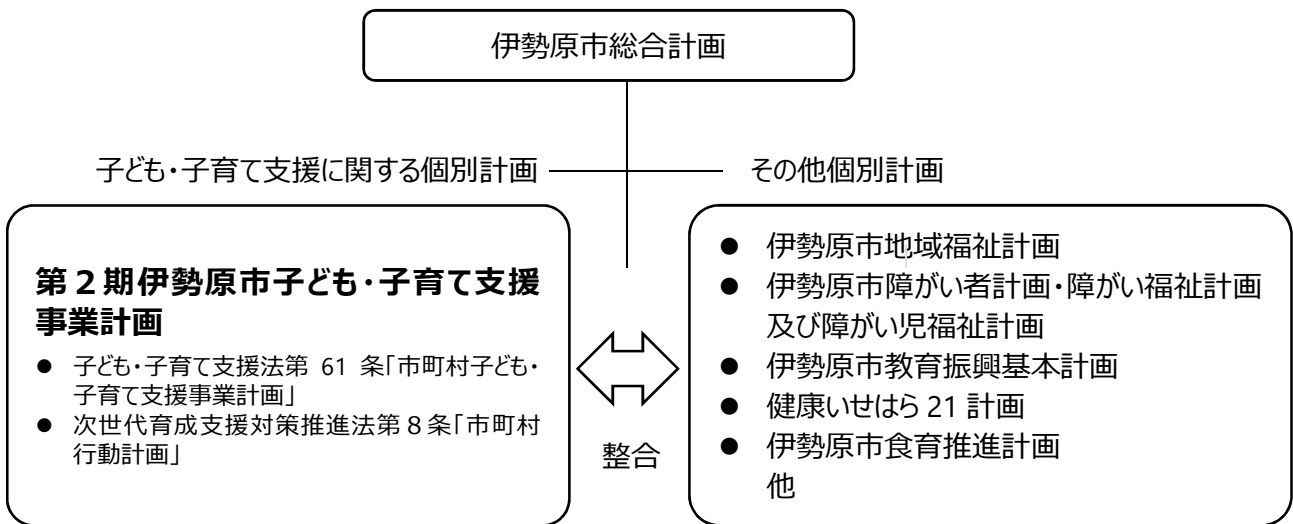
# 計画策定にあたって

## 1 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の市町村行動計画として位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に則して策定します。

なお、この計画は「伊勢原市総合計画」を上位計画とし、「伊勢原市地域福祉計画」、「伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」等の保健福祉分野における関連計画のほか、「伊勢原市教育振興基本計画」等の教育分野における施策との整合を図りながら推進するものです。

### 上位・関連計画との関係



## 2 計画の期間

この計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、教育・保育施設の申込状況や社会情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行う予定です。

## 3 計画の対象

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。

# 基本理念と施策の体系

## 1 基本理念

第2期計画では、第1期計画の基本理念を継承し、保護者が安心して子育てをすることができ、未来の伊勢原市を担う全ての子どもの健やかな成長と「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 基本理念

子ども一人一人の 健やかな成長と子育てを みんなで支えるまち いせはら

## 2 基本視点

### 子育てを支える視点

子どもの健やかな育ちが保障されることを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

### 親の子育てを支える視点

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくりを進めます。

### 地域社会全体で子育て・子育てを支える視点

全ての子どもと家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていく基盤整備を進めます。

## 3 施策の体系（施策の方向）

### 基本目標1 仕事と子育ての両立を支援します

- (1)教育・保育の充実による子育て家庭への就労支援
- (2)多様なニーズに対する保育サービス

### 基本目標2 子育ての不安や悩みを地域全体で支えます

- (1)子育て力向上のための支援
- (2)地域で子育てを支援する環境の整備
- (3)子育て家庭への経済的支援

### 基本目標3 子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくれます

- (1)子どもの健康の確保
- (2)子どもの心身の豊かな成長への支援
- (3)子どもの学習環境の充実
- (4)子ども自身の悩みに対する相談や指導

### 基本目標4 専門的な支援や配慮が必要な子ども・家庭への取組を進めます

- (1)発達に不安がある子どもやその家族への支援
- (2)虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援
- (3)その他配慮が必要な子ども・家庭への支援

## 基本目標 1 仕事と子育ての両立を支援します

### (1) 教育・保育の充実による子育て家庭への就労支援

NO.1	通常保育事業	(子ども育成課)
保育所、認定こども園で、保護者の就労又は疾病などにより保育を必要とする子どもに対して保育を行います。		
NO.2	認定こども園の推進	(子ども育成課)
幼児教育・保育・地域での子育て支援を総合的に提供する認定こども園を安定的に継続して運営できるよう支援します。		
NO.3	幼児教育・保育施設等整備費補助	(子ども育成課)
幼稚園、保育所、認定こども園等の施設整備に要する経費に対して助成します。		
NO.4	地域型保育事業の推進	(子ども育成課)
新制度で創設された小規模保育事業を安定的に継続して運営できるよう支援します。		
NO.5	産休明け保育事業	(子ども育成課)
産後8週間を経過した子どもの保育を行います。		
NO.6	延長保育事業	(子ども育成課)
保育所、認定こども園、小規模保育施設で延長保育を実施します。		
NO.7	休日保育事業	(子ども育成課)
休日の日中、保育を実施します。		
NO.8	低年齢児保育推進助成事業	(子ども育成課)
保育所等の低年齢児保育にかかる費用に対し助成します。		
NO.9	日中一時支援事業	(障がい福祉課)
利用希望者に対して利用計画の聞き取り・相談を行い、必要性を勘案して、サービスを支給決定します。		
NO.10	民間保育所運営費等助成事業	(子ども育成課)
民間保育所の運営費等を助成します。		
NO.11	民間保育所建設費借入償還金助成事業	(子ども育成課)
民間保育所が施設整備及び設備整備のために福祉医療機構等から借入した場合の償還元金について、助成します。		
NO.12	認可外保育施設補助事業	(子ども育成課)
認可外の保育施設に対して、その運営費等を補助します。		
NO.13	小規模保育施設指導監査	(子ども育成課)
対象の事業所にて実地により指導監査を実施します。		
NO.14	幼児教育アドバイザーの配置	(子ども育成課)
幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置します。		
NO.15	放課後児童健全育成事業(児童コミュニティクラブ事業)	(子ども育成課)
保護者が就労や病気などで児童を養育することができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。また、教育委員会や小学校と連携を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進します。		
NO.16	再就職への支援	(商工観光課)
出産等により退職し、その後復職を希望する人に対する就業支援を推進します。 ・伊勢原市ふるさとハローワークにおける就業相談、紹介等の実施。		
NO.17	男女共同参画事業の推進	(人権・広聴相談課)
男女共同参画社会の実現に向けて、普及啓発活動を推進します。		

### (2) 多様なニーズに対する保育サービス

NO.18	利用者支援事業	(子ども育成課)
子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。		

NO.19	一時預かり事業	(子ども育成課)
保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園などで預かりを行います。		
NO.20	ファミリー・サポート・センター事業	(子育て支援課)
育児の援助を受けたい人(依頼会員)と支援を行いたい人(支援会員)からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。		
NO.21	母子家庭等日常生活支援事業	(子育て支援課)
ひとり親家庭等が、病気等で一時的に家庭支援等のサービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣することにより、日常生活における生活援助と育児支援を行います。		
NO.22	病児・病後児保育事業	(子育て支援課)
病中や病後回復期にあり、集団での保育ができない児童を一時的に看護師や保育士が保育します。		

## 基本目標 2 子育ての不安や悩みを地域全体で支えます

### (1) 子育て力向上のための支援

NO.23	幼児家庭教育学級等	(社会教育課)
幼児家庭教育学級等の講座を実施し、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するとともに、子どもが保育を通じて同年代の子どもたちと集団生活を学ぶ機会を提供します。		
NO.24	母子父子福祉相談	(子育て支援課)
ひとり親家庭等の生活一般、子育て、生活援助などに関し、母子父子自立支援員が相談に応じます。また、認可保育所においても、同様のサービスを行います。		
NO.25	家庭教育講演会	(社会教育課)
家庭教育の一助として、家庭と地域社会の関わりや、子どもを心身ともに健やかに育てるために何をすべきかなど、各テーマを設定して、家庭教育について考える機会を提供します。		
NO.26	母親・父親学級	(子育て支援課)
初妊婦やその夫を対象に、妊娠や出産、育児、栄養に関する知識を習得できるよう教室を開催します。また、教室を通じた仲間づくりや、妊娠中や産後の不安軽減のためのフォローアップを行います。		
NO.27	マタニティクッキング	(子育て支援課)
初妊婦に対し教室を開催し、試食や栄養教育を通じて食生活の改善を促し、妊婦・胎児の健康を確保します。		
NO.28	祖父母教室	(子育て支援課)
妊婦と初孫を迎える祖父母を対象に、育児の今昔、行政サービスの紹介、沐浴実習等の教室を開催します。		
NO.29	乳幼児健康相談(すくすく健康相談)【産前・産後サポート事業】	(子育て支援課)
産前・産後から子育て期に至るまで、各公民館などで、保健師などの専門職が子育てに関する相談や保健指導を行います。		
NO.30	多胎児教室(ふたごちゃんすべしやるデイ)・シマリスクらぶ・赤ちゃんとこれからママ【産前・産後サポート事業】	(子育て支援課)
子育て支援センター開所時に、保健師が子育ての相談に応じ、保護者同士の交流を図ることにより、精神的な負担の軽減や健康の保持を図ります。		
NO.31	産後ケア事業	(子育て支援課)
デイサービスや訪問により、産後の母体管理や生活指導、授乳方法等育児のサポートをしたり、乳児の発育・発達の確認や産婦への心理的ケアを提供します。		
NO.32	離乳食教室	(子育て支援課)
離乳食開始から完了までの離乳食のすすめ方について学びます。		
NO.33	7か月児健康相談	(子育て支援課)
保健師などの専門職による保健指導や保護者への子育ての情報提供や不安の解消等、子育てのサポートを行います。		

NO.34	育児教室（わんわん、ダンボ）・親子教室（あいあいランド）	（子育て支援課）
-------	------------------------------	----------

育児教室では、小集団による遊びを通して、発達面の経過観察を行い、保健師などの専門職による個別相談を行います。親子教室では、小集団による遊び体験や保護者同士のグループミーティング等を行うことにより、子育て支援を行います。

NO.35	乳幼児健康教育	（子育て支援課）
-------	---------	----------

乳幼児やその家庭の健康保持・増進を図るため、保健師などが各公民館やコミュニティセンターなどに出向き、健康知識の普及や実技指導などを行います。

NO.36	にこにこ♪子育て講座	（子育て支援課）
-------	------------	----------

しつけの方法（コミュニケーションの基本や子どもの褒め方・叱り方等）を具体的に学び、保護者の子育ての負担感を減らします。

## （２） 地域で子育てを支援する環境の整備

NO.37	地域子育て支援拠点事業	（子育て支援課）
-------	-------------	----------

地域で孤立しがちな子育て中の保護者の育児不安を解消するため、子育てアドバイザーを配置し、親子の遊びや保護者の息抜き、情報交換や仲間づくりの場を提供します。

NO.38	子育てサポーター養成事業	（子育て支援課）
-------	--------------	----------

地域で孤立しがちな子育て中の親子をサポートし、市の子育て支援事業に従事していただく、子育てサポーターを養成します。

NO.39	子育てグループの活動支援	（子育て支援課）
-------	--------------	----------

子育て中の保護者のグループが、自主的・継続的に行う乳幼児の保育活動や情報交換、親子交流などのうち、一定の要件を満たすものについて、活動費の一部を助成し、その活動を支援します（コミュニティ保育推進事業）。

NO.40	地域の育児支援事業	（子ども育成課）
-------	-----------	----------

家庭で保育する保護者が育児不安の解消や、子育てに関するアドバイスを受けられるよう育児相談や園庭開放を行います。

## （３） 子育て家庭への経済的支援

NO.41	児童手当支給事業	（子育て支援課）
-------	----------	----------

中学校修了までの子どものいる家庭に児童手当を支給します。

NO.42	小児医療費助成事業	（子育て支援課）
-------	-----------	----------

0歳から中学校修了までの入院、0歳から小学校修了までの通院にかかる医療費の一部を助成します。

NO.43	出産育児一時金の支給	（保険年金課）
-------	------------	---------

国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給します。・支給単価 42万円

NO.44	幼児教育・保育の無償化	（子ども育成課）
-------	-------------	----------

3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します（0歳から2歳児の子どもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化します）。

NO.45	多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	（子ども育成課）
-------	-------------------	----------

同一世帯で2人以上の子どもが施設型給付費を受ける施設等に入所する場合に、階層に応じて保育料・利用者負担額を減額します。

NO.46	実費徴収に伴う補給付事業	（子ども育成課）
-------	--------------	----------

生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成します。

NO.47	児童扶養手当支給事業	（子育て支援課）
-------	------------	----------

ひとり親家庭等に所得に応じた手当を支給します。

NO.48	ひとり親家庭等医療費助成事業	（子育て支援課）
-------	----------------	----------

ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、家族が病気等で受診したときの医療費の一部を助成します。

NO.49	ひとり親家庭等入学支度金支給事業	(子育て支援課)
ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、児童が小学校・中学校に入学する際に入学支度金を支給します。		
NO.50	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	(子育て支援課)
ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉の増進を図ることを目的として、低金利又は無利子で資金を貸し付けます。		
NO.51	母子家庭等自立支援給付金事業	(子育て支援課)
母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を支援するため、教育訓練講座の受講料の一部補助や養成機関に1年以上修業し、指定の資格を取得する際に、給付金を支給します。		
NO.52	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	(学校教育課)
経済的な理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を助成します。		
NO.53	障害児福祉手当支給	(障がい福祉課)
常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児に、手当を支給します(手当額については物価の変動により改定あり)。		
NO.54	特別児童扶養手当支給	(障がい福祉課)
一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童を監護している保護者に対して、手当を支給します(手当額については物価の変動により改定あり)。		
NO.55	特別支援学級児童生徒就学支援	(学校教育課)
特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、子どもの学習活動にかかる費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。また、教育センター等と連携をとり、経済的な支援を必要としている全ての家庭に支援を提供できる体制を整え、特別支援教育の推進を図ります。		
NO.56	特別支援学校在学者福祉手当支給	(障がい福祉課)
特別支援学校に在学している障がい児に対して、手当を支給します。		
NO.57	重度障害者医療費助成	(障がい福祉課)
重度の障がい児が医療機関を受診した場合に、保険対象医療費の自己負担分の一部を助成します。		
NO.58	自立支援医療(育成医療)費給付	(障がい福祉課)
18歳未満で身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がい除去し、又は軽減するために治療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。		
NO.59	養育医療費助成事業	(子育て支援課)
出生時体重が2,000g以下又は身体の諸機能が未熟なために入院が必要となる乳児が指定養育医療機関において治療を行う場合に、入院医療にかかる費用の全部又は一部を給付します。		
NO.60	不育症治療費助成事業	(子育て支援課)
不育症と診断され、医療保険が適用されない治療が必要と認められた夫婦に対して1年度につき、20万円を限度として治療費を助成します。		
NO.61	一般不妊治療費助成事業	(子育て支援課)
一般不妊治療を開始した日から2年間のうちに、2回まで、1回につき3万円を限度として治療費を助成します。		
NO.62	妊婦健康診査	(子育て支援課)
妊娠届時に妊婦健康診査費用補助券を配付し、妊娠中の医療機関での健康管理を促します。妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障がいの発生予防のため、妊娠中の健康管理を行います。		
NO.63	妊婦歯科検診	(子育て支援課)
妊娠届出時に妊婦歯科検診受診券を配付し、妊娠中の歯科受診を促し、口腔衛生の向上を図ります。		
NO.64	母子生活支援施設への保護	(子育て支援課)
母子生活支援施設入所のための支援し、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。		

## 基本目標3 子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくります

### (1) 子どもの健康の確保

NO.65	子育て世代包括支援センター	(子育て支援課)
妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行い、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行います。		
NO.66	母子・父子健康手帳の交付	(子育て支援課)
妊娠届出時に助産師などの専門職が個別面接を行い、母子・父子手帳等を交付し、妊娠、出産、育児等に関する情報提供を行います。		
再掲	妊婦健康診査	(子育て支援課)
妊娠届出時に妊婦健康診査費用補助券を配付し、妊娠中の医療機関での健康管理を促します。妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障がい発生予防のため、妊娠中の健康管理を行います。		
再掲	妊婦歯科検診	(子育て支援課)
妊娠届出時に妊婦歯科検診受診券を配付し、妊娠中の歯科受診を促し、口腔衛生の向上を図ります。		
NO.67	乳児家庭全戸訪問事業	(子育て支援課)
生後4か月までの全ての乳児を対象に、第1子や健康に問題等のある乳児のいる家庭については保健師や助産師が、第2子以降で乳児や保護者に特に問題がない家庭には民生委員・児童委員と子育てサポーターが、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。		
NO.68	乳幼児健康診査	(子育て支援課)
乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、4か月、お誕生日前、1歳6か月、2歳児歯科、3歳児を対象とした健康診査を実施します。		
NO.69	経過検診(とことこ健康相談・のびのび育児相談)	(子育て支援課)
乳幼児の発育・発達等を含む健康課題について、専門医による診察や経過観察を行い、心理相談員による発達等の個別相談を行います。		
NO.70	5歳児すこやか健康相談	(子育て支援課)
5歳児のうち、保育所等に通所していない児童等を対象にスクリーニング調査を行い、支援が必要な方に対し、保健師等の事後相談を行います。		
NO.71	訪問指導(妊産婦、未熟児、乳幼児)	(子育て支援課)
乳幼児のいる家庭に訪問し、子どもの健康等に関わる相談や保健指導、保護者からの子育てに関わる様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援します。		
NO.72	乳幼児健康診査時集団・個別指導	(子育て支援課)
乳幼児健康診査時に、各月齢の発育、発達、食事、歯科に関して保健師などの専門職による集団・個別指導を行います。		
NO.73	発達(療育)相談	(子ども家庭相談課)
心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援を行います。 また、認定こども園や保育所、障害者相談支援事業所、教育センター等の関係機関と連携をすることにより、発達に困難さを抱える子どもの支援ができるように環境を整えていきます。		
NO.74	各種予防接種	(健康づくり課)
予防接種法で定められた予防接種を実施します。		
NO.75	健康カレンダーの配布	(健康づくり課)
健康診査、予防接種等の日程等を掲載した「健康カレンダー」を新聞折込及び市役所窓口、各公民館などで配布します。		



NO.76	二次救急小児科医療体制の整備	(健康づくり課)
-------	----------------	----------

休日夜間における入院・手術の必要な小児の二次救急患者に対し、関係医療機関の協力を得て、適切な医療の供給を図ります。現在は、秦野市と連携し、輪番制で小児救急を実施しており、二次救急患者の確実な受入れを行える体制を整えています。

NO.77	院内保育の助成	(健康づくり課)
-------	---------	----------

市内で院内保育事業を実施している病院等へ補助金を交付します。

NO.78	思春期栄養改善事業	(学校教育課)
-------	-----------	---------

思春期におけるカルシウムの必要性を伝えることで、食生活を通じて生徒が自ら健康管理ができるようにするため、中学校で骨量測定等を実施し、必要に応じて栄養改善を促します。

NO.79	中学校給食事業	(学校教育課)
-------	---------	---------

市内中学校における給食導入を行います。

NO.80	高校生のための食育推進事業	(健康づくり課)
-------	---------------	----------

市内にある県立高校2校で骨量測定や食育授業実施時に、適正体重やそのための食生活について情報提供や指導、また、生徒の保護者向けの食育普及を実施します。

NO.81	食育料理コンテスト	(健康づくり課)
-------	-----------	----------

児童・生徒対象の食育料理コンテスト。小学生親子・中学生・高校生の3部門に分け、朝食やお弁当作りなどをテーマに実施しています。

## (2) 子どもの心身の豊かな成長への支援

NO.82	子ども・若者健全育成支援事業	(青少年課)
-------	----------------	--------

子ども・若者を健全に育成する人材や団体を支援します。

NO.83	子ども体験活動事業	(青少年課)
-------	-----------	--------

放課後子ども教室や、国内姉妹都市少年交流事業等を通じて、子どもが様々な体験・経験をするための機会を提供します。特に、放課後子ども教室の実施にあたっては、放課後子ども総合プランに基づき、児童コミュニティクラブとの連携、一体的な取り組みを進めるため、児童コミュニティクラブ支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターの連携を強化し、実施日の調整、共通プログラムの企画等を行います。また、特別な配慮を必要とする児童への対応や余裕教室等の活用についても教育委員会や小学校と連携・協力して、総合的な放課後対策を推進します。

NO.84	子どものスポーツ活動の推進	(スポーツ課)
-------	---------------	---------

スポーツ少年団の活動として体力づくりや仲間づくり、ジュニアリーダーの育成を実施します。また、総合型地域スポーツクラブで幼児対象の教室を開催します。

再掲	放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ事業）	(子ども育成課)
----	----------------------------	----------

保護者が就労や病気などで児童を養育することができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。また、教育委員会や小学校と連携を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進します。

NO.85	青少年健全育成のための公民館事業	(社会教育課)
-------	------------------	---------

各公民館で、青少年向けの公民館事業を実施します。

NO.86	伊勢原市子ども読書活動推進事業	(教育指導課) (子育て支援課) (図書館・子ども科学館)
-------	-----------------	-------------------------------

伊勢原市における子ども読書活動の推進に向けて、具体的な施策事業を市民協働により実践します。

NO.87	科学体験交流事業	(図書館・子ども科学館)
-------	----------	--------------

子ども科学館の施設を活用して年間を通じての工作・実験・天文の教室を開催し、子どもたちの交流の場を設けます。

NO.88	福祉教育推進事業	(福祉総務課)
-------	----------	---------

子どもたちの福祉に関する意識を高め、思いやりの心を育むため、市内各小・中学校へ福祉作文の募集を行います。

NO.89	ミニデイ(サロン)活動における世代間交流の推進	(介護高齢課)
-------	-------------------------	---------

ミニデイ(サロン)に小学生等を招いたり、小学校に出向いたりして高齢者との交流を行います。子どもたちと高齢者が一緒になって、夏祭り、クリスマス会、卒業生を祝う会、昔遊びなどの行事を行います。

NO.90	子ども学習習慣づくり支援事業	(生活福祉課)
-------	----------------	---------

生活保護世帯、生活困窮者世帯における小学校5年生6年生、中学生を対象に週1回～2回、学習指導を行うことで、高校進学・卒業のための学習習慣をつくり、学業からの離脱防止を図ります。また、進学に係る貸付や生活保護の制度について説明し、子どもや保護者の高校進学等への意欲向上を図ります。

NO.91	子ども・若者育成施設運営管理事業	(青少年課)
-------	------------------	--------

子ども・若者の育成や活動の拠点となる施設の運営管理を総合的にを行います。  
 なお、公共施設等総合管理計画及び実施計画に基づく、施設の見直しに適切に対応します。

NO.92	市民参加の公園づくり	(みどり公園課)
-------	------------	----------

市民ニーズに対応した公園づくりを進めるため、地元住民と公園の在り方の検討を行い、公園施設（遊具等）の更新を行うとともに、公園愛護会により、市民参加型の公園管理を推進します。

NO.93	交通安全教育の推進	(市民協働課交通防犯対策担当)
-------	-----------	-----------------

市内の全ての保育所、幼稚園、小学校、中学校を含め、世代や対象に応じた交通安全意識の啓発や交通安全指導等の交通安全教育を推進します。

NO.94	通学路の安全対策	(学校教育課)
-------	----------	---------

市内小中学校で実施する通学路点検において寄せられる道路や交通施設の整備や補修等の要望に対して各所管で対策や対応方針などを決定し実施することで通学路の安全点検を図ります。

### (3) 子どもの学習環境の充実

NO.95	教育研究、研修の充実	(教育指導課)
-------	------------	---------

小中学校に対する教育指定研究や教職員への研修等を計画的に推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。

NO.96	学習活動支援事業	(教育指導課)
-------	----------	---------

小学校低学年における集団生活への適応と基本的な生活習慣の修得、基礎・基本の確実な定着を図り、学習に取り組む姿勢の修得のため、指導補助員の配置及び小学校1・2年生の35人学級を実施します。また、中学校についても、学習支援及び集団生活への適応を図るため指導補助員を配置します。

NO.97	移動教室推進事業	(教育指導課)
-------	----------	---------

図書館・子ども科学館における移動教室を実施します。

NO.98	文化教育推進事業	(教育指導課) (教育センター)
-------	----------	------------------

児童生徒による文化活動や音楽鑑賞の文化行事に対して助成を行い、児童生徒の豊かな情操や感性を培う体験の場を提供します。

NO.99	情報教育推進事業	(教育指導課)
-------	----------	---------

校務支援システムや学習でのコンピュータの活用を図るため、教職員に対して研修会等を実施します。また、児童生徒に対してインターネットや携帯電話などの適切な使い方を始めとする情報モラル教育を充実します。

NO.100	部活動推進事業	(教育指導課)
--------	---------	---------

中学校における部活動の振興を図るため、指導協力者を各中学校に派遣するとともに、生徒の各種大会への参加及び大会の運営について中学校体育連盟に対し助成します。

NO.101	創意ある学校づくり推進事業	(教育指導課)
--------	---------------	---------

各学校で、「開かれた学校」、「総合的な学習の時間」等、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域社会が連携協力（「地域連絡会」の運営）して、地域を挙げて子どもを育む教育を充実します。

NO.102	小学校教科担当制等推進事業	(教育指導課)
--------	---------------	---------

中学校教員の小学校への派遣及び非常勤講師の配置などを行い、小学校において教科担当制を実施します。

NO.103	特色ある教育推進事業	(教育指導課)
--------	------------	---------

地域の自然や伝統文化、少人数の環境を生かした体験的な活動の充実を図り、併せて、通常の教育課程の中で外国語（英語）教育の充実やICT機器の利活用を進め、特色ある豊かな教育活動を行います。また、小規模特認校制度を活用し学区外からの児童の受け入れを行うことで、学校規模の適正化や教育活動のさらなる活性化を図ります。

NO.104	外国語教育推進事業	(教育指導課)
各小中学校へA L T (外国語指導助手)を配置します。		
NO.105	日本語指導等協力者派遣事業	(教育指導課)
日本語指導を必要とする児童生徒の実態に応じて、小中学校からの申請を受け派遣します。		
NO.106	幼稚園・保育所と小学校の連携推進	(教育指導課)
各小学校において、幼稚園や保育所との交流活動を年間計画に位置づけ、年長児と児童との交流活動や授業参観を行います。		
NO.107	地域教育機関等連絡協議会の開催	(教育センター)
市内幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校、市関係課で構成する協議会を設置・運営し、教職員間や子どもの交流を通して異校種間の交流を促進します。		
NO.108	幼稚園教材費補助	(子ども育成課)
幼稚園、認定こども園の設置者に対し、教材教具の購入等に要する経費の一部を助成します。		
NO.109	小中学校校舎等改修事業	(教育総務課)
校舎トイレのリニューアルや個別重要課題解消のための工事を実施します。		
NO.110	小中学校施設維持管理	(教育総務課)
校舎等の屋根防水や外壁修繕等を実施します。		

#### (4) 子ども自身の悩みに対する相談や指導

NO.111	子ども・若者相談事業	(青少年課)
子ども・若者を対象とした相談、困難を抱える子ども・若者の支援、非行・被害防止活動などを実施します。		
NO.112	適応指導教室事業	(教育センター)
不登校児童生徒のための適応指導教室を運営し、在籍学校に復帰できるよう支援します。		
NO.113	教育相談事業	(教育センター)
伊勢原市内に在住、在学の児童生徒についての教育相談(学校不適応・家庭教育等)を、本人や保護者又は教職員などから受けます。		

### 基本目標4 専門的な支援や配慮が必要な子ども・家庭への取組を進めます

#### (1) 発達に不安がある子どもやその家族への支援

再掲	発達(療育)相談	(子ども家庭相談課)
心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援を行います。 また、認定こども園や保育所、障害者相談支援事業所、教育センター等の関係機関と連携をすることにより、発達に困難さを抱える子どもの支援ができるように環境を整えていきます。		
NO.114	障害児相談支援	(障がい福祉課)
障がい児や発達に不安のある子どもに対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援を行います。		
NO.115	就学相談	(教育センター)
支援を必要とする児童生徒の就学及び進学に関わる相談を行います。		
再掲	教育相談事業	(教育センター)
伊勢原市内に在住、在学の児童生徒についての教育相談(学校不適応・家庭教育等)を、本人や保護者又は教職員などから受けます。		
NO.116	はぐみサポートファイルの配付	(障がい福祉課)
子どもの成長記録等の情報を学校や関係機関などで共有するため、関係機関において情報を一元管理できるファイルを配付し、支援に活用します。		

NO.117	教育・保育施設での障がい児受入	(子ども育成課)
特別な支援が必要な子どもが通園している教育・保育施設の設置者に対して、特別な支援が必要な子どもを受入れた場合の運営費の一部を助成します。		
NO.118	保育所発達サポート事業	(子ども育成課)
公立保育所で一定期間通所させ、子どもの状態に応じた保育を行う。		
NO.119	医療的ケア児の受入体制整備	(子ども育成課)
医療的ケア児を受け入れる教育・保育施設に対し、受入体制整備に係る支援を行います。		
NO.120	児童コミュニティクラブでの障がい児受入	(子ども育成課)
入所を希望し、入所要件を満たす全ての障がい児が児童コミュニティに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。		
NO.121	特別支援教育推進事業	(教育センター)
支援を必要とする児童生徒が、それぞれの状況に適した教育を受けられるよう、適切な就学指導等を行います。(市就学指導委員会の開催、特別支援学級の設置など)		
NO.122	特別支援教育環境整備事業	(教育センター)
支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう、特別支援学級介助員を配置します。		
NO.123	通級指導教室推進事業	(教育センター)
「まなびの教室」「ことばの教室」の教育環境整備を充実します。		
NO.124	障害児通所支援	(障がい福祉課)
未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行います。		
再掲	日中一時支援事業	(障がい福祉課)
障がい児の日中における活動の場を確保すると共に、障がい児の家族の就労支援と障がい児を日常的に介護している家族の一時的な介護負担を軽減するため、サービスを実施します。		
NO.125	レスパイトサービス	(障がい福祉課)
障がい児者の家族が疾病等のために家族内の介護が困難となった場合や家族の日頃の介護疲れを解消する場合などに、夏季・春季・冬季期間、民間事業所で障がい児を一時的に預かり、養育や介護を行います。		
<b>(2) 虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援</b>		
NO.126	養育支援訪問事業	(子ども家庭相談課)
要保護児童、要支援児童及び特定妊婦などに対し、虐待要因を軽減し、在宅生活を維持できるよう、対象者に応じた保健福祉サービスを短期に集中的に導入し、養育・生活基盤の最低限の保障をし、養育が適切に行われるよう支援をします。		
NO.127	児童虐待防止等事業	(子ども家庭相談課)
要保護児童対策地域協議会の連携の強化、児童虐待の予防及び早期発見(初期対応)、適切な支援に関する取組を行います。		
再掲	訪問指導(妊産婦、未熟児、乳幼児)	(子育て支援課)
乳幼児のいる家庭に訪問し、子どもの健康等に関わる相談や保健指導、養育者の子育てに関わる様々な相談に応じ、必要時、関係機関との連絡調整を行い、支援をしていきます。		
<b>(3) その他配慮が必要な子ども・家庭への支援</b>		
NO.128	外国につながる子ども及び保護者支援	(子ども育成課)
外国につながる子どもの保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行います。		
NO.129	子どもの貧困対策推進事業	(子育て支援課)
子どもの貧困対策に関連する支援施策をまとめ、市民に分かりやすく発信するとともに、ワンストップ相談窓口の設置や地域ニーズ把握のため実態調査を行い、調査結果等に基づいて既存事業の拡充や新規事業の検討を行います。		

# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育の量の見込み及び確保方策 各年度4月1日時点

※「教育・保育の量」：教育・保育施設の利用希望者数

### (1) 1号認定（教育施設を希望する3～5歳）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（必要定員総数）	1,336人	1,323人	1,264人	1,237人	1,210人
②確保量（定員総数）	2,018人	2,018人	2,018人	2,018人	2,018人
認定こども園	1,668人	1,668人	1,668人	1,668人	1,668人
幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
私学助成を受ける幼稚園	350人	350人	350人	350人	350人
過不足（②－①）	682人	695人	754人	781人	808人

### (2) 2号認定（保育施設を希望する3～5歳）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（必要定員総数）	999人	989人	945人	925人	905人
②確保量（定員総数）	1,188人	1,188人	1,188人	1,188人	1,188人
認定こども園	434人	434人	434人	434人	434人
保育所	754人	754人	754人	754人	754人
過不足（②－①）	189人	199人	243人	263人	283人

### (3) 3号認定（保育施設を希望する0～2歳）

#### ◆0歳

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（必要定員総数）	133人	132人	131人	130人	129人
②確保量（定員総数）	147人	147人	147人	147人	147人
認定こども園	12人	12人	12人	12人	12人
保育所	121人	121人	121人	121人	121人
小規模保育事業	14人	14人	14人	14人	14人
過不足（②－①）	14人	15人	16人	17人	18人

#### ◆1・2歳

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（必要定員総数）	656人	638人	636人	631人	625人
②確保量（定員総数）	602人	638人	636人	631人	626人
認定こども園	158人	158人	158人	158人	158人
保育所	397人	397人	397人	397人	397人
小規模保育事業	47人	47人	47人	47人	47人
既存施設の定員見直し等	0人	36人	34人	29人	24人
過不足（②－①）	▲54人	0人	0人	0人	1人

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (1) 利用者支援事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実施か所数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②確保方策（実施か所数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足（②－①）	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

### (2) 地域子育て支援拠点事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間延利用）	29,944 人	29,295 人	29,157 人	28,909 人	28,702 人
②確保量	（実施か所数）	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	（年間受入可能人数）	31,350 人	31,350 人	31,350 人	31,350 人
過不足（②－①）	1,406 人	2,055 人	2,193 人	2,441 人	2,648 人

### (3) 妊婦健康診査事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	（年間実利用者数）	723 人	717 人	711 人	705 人
	（年間延利用回数）	8,387 回	8,318 回	8,248 回	8,178 回
②確保量（年間延利用回数）	10,122 回	10,038 回	9,954 回	9,870 回	9,814 回
過不足（②－①）	1,735 回	1,720 回	1,706 回	1,692 回	1,682 回

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間訪問乳児数）	704 人	698 人	692 人	686 人	683 人
②確保量（年間訪問乳児数）	704 人	698 人	692 人	686 人	683 人
過不足（②－①）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### (5) 養育支援訪問事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間訪問児童数）	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
	0歳から5歳	16 人	16 人	16 人	16 人
	上記以外	8 人	8 人	8 人	8 人
②確保量（年間訪問児童数）	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
過不足（②－①）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライト）

本市では、第1期計画期間と同様、当面、緊急に養育が必要な場合は、県と調整し、児童相談所等における保護により対応していきます。

### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間延利用者数）	942人	930人	923人	914人	907人
②確保量（年間延利用者数）	1,163人	1,163人	1,163人	1,163人	1,163人
過不足（②－①）	221人	233人	240人	249人	256人

### (8) 一時預かり事業

#### ①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間延利用者数）	39,162人	38,780人	37,052人	36,260人	35,468人
主に保育の必要性がない世帯（1号相当）による不定期の利用	17,857人	17,683人	16,895人	16,534人	16,173人
主に保育の必要性がある世帯（2号相当）による定期的な利用	21,305人	21,097人	20,157人	19,726人	19,295人
②確保量（年間延利用者数）	39,162人	38,780人	37,052人	36,260人	35,468人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

#### ②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間延利用者数）	7,672人	7,538人	7,395人	7,299人	7,210人
②確保量（年間延利用者数）	3,111人	4,671人	4,671人	7,228人	8,662人
一時預かり事業（保育所等）	2,249人	3,809人	3,809人	6,366人	7,800人
ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	460人	460人	460人	460人	460人
休日保育（トワイライトステイ）	402人	402人	402人	402人	402人
過不足（②－①）	▲4,561人	▲2,867人	▲2,724人	▲71人	1,452人

### (9) 延長保育事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間実利用者数）	1,103人	1,085人	1,056人	1,040人	1,024人
②確保量（年間実利用者数）	1,103人	1,085人	1,056人	1,040人	1,024人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

### (10) 病児・病後児保育事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間延利用者数）	1,000人	985人	963人	949人	936人
就学前児童	856人	843人	822人	809人	797人
就学児童	144人	142人	141人	140人	139人
②確保量（年間延利用者数）	1,464人	1,464人	1,464人	1,464人	1,464人
過不足（②－①）	464人	479人	501人	515人	528人

### (11) 放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間利用者数）	937人	929人	919人	901人	894人
1年生	259人	257人	254人	246人	244人
2年生	244人	243人	239人	232人	230人
3年生	216人	215人	212人	206人	204人
4年生	150人	147人	147人	149人	148人
5年生	55人	54人	54人	55人	55人
6年生	13人	13人	13人	13人	13人
②確保量（年間利用者数）	928人	968人	1,008人	1,048人	1,088人
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
利用人数	928人	968人	1,008人	1,048人	1,088人
過不足（②－①）	▲9人	39人	89人	147人	194人

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(年間延利用者数)	55人	55人	53人	52人	51人
教材費等	16人	16人	16人	16人	16人
副食材料費	39人	39人	37人	36人	35人
②確保量（年間延利用者数）	55人	55人	53人	52人	51人
教材費等	16人	16人	16人	16人	16人
副食材料費	39人	39人	37人	36人	35人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は、新規参入等を促進するにあたり、必要に応じて実施を検討します。

## 第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）【概要版】

発行 令和2年3月  
 発行者 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地  
 伊勢原市  
 編集 子ども部 子ども育成課  
 電話 0463-94-4638



©伊勢原市